

## 農産物検査に関する基本要領（抜粋）

農産物検査制度の適確かつ円滑な実施に当たっては、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）、農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）、農産物検査法関係手数料令（昭和59年政令第143号）、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）及び関係告示に基づくほか、以下に定めるところによる。

### I 農産物検査規格の規定

法第11条の規定に基づき農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止する（第1において「設定等」という。）場合の手続については、以下に定めるところによる。

#### 第1 農産物検査規格の設定（略）

#### 第2 国内産農産物の銘柄設定等

法第11条第1項の規定に基づく農産物規格規程に定める銘柄の設定等（国内産農産物の銘柄の設定、変更（銘柄を構成する品種群の品種の追加又は削除を含む。）又は廃止並びに必須銘柄と選択銘柄の区分の変更をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、次に定めるところによる。

別紙2 国内産農産物  
銘柄設定等申請手続マ  
ニュアル

##### 1 銘柄の区分等

(1) 銘柄の区分は、生産・流通等の実態を踏まえ、国内産農産物の種類（農産物規格規程に定める国内産農産物の種類をいう。）ごとに、産地銘柄、品種銘柄及び産地品種銘柄とし、それぞれ次に掲げる内容とする。

産地銘柄	適用農産物・・・小豆、いんげん 一定の産地（原則として、都道府県の区域を単位。以下同じ。）で生産された農産物が、品種又は品種群にかかわらず、ほぼ同じ程度の品質を示すことから、農産物の取引等において当該産地を特定する必要があるもの
品種銘柄	農産物の取引等において当該品種を特定する必要があるもの
産地品種銘柄	適用農産物・・・米穀（精米を除く。）、麦（強力小麦を除く。）、大豆、そば 一定の産地で生産された一定の品種又は品種群の農産物が、他の産地で生産された同一品種若しくは品種群又は同一産地で生産された他の品種若しくは品種群との間で一定の品質差を示すことから、農産物の取引等において当該産地及び品種又は品種群

	を特定する必要があるもの（品種群について銘柄を設定しているものは、別表のとおり。）。
--	--

(2) 産地品種銘柄については、当該産地における生産・流通等の実態を踏まえ、都道府県ごとに、更に次の表の左欄に掲げるものに区分することとし、それぞれ同表の、右欄に掲げる内容とする。

必 須 銘 柄	当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、概ね産地の全域で検査実績がある産地品種銘柄であり、当該都道府県を農産物検査を行う区域として法第17条第2項に基づき農林水産大臣の登録を受けた登録検査機関が検査義務を負う銘柄
選 択 銘 柄	当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、当該産地に所在する都道府県を農産物検査を行う区域として法第17条第2項に基づき農林水産大臣の登録を受けた登録検査機関が法第21条に規定する業務規程に記載することにより検査義務を負う銘柄

(3) 産地品種銘柄は、单一品種による銘柄設定が基本であるが、品種間の品質の評価に差がなく取引上で同一銘柄とすることについて、取引関係者の合意が形成されるものは、複数の品種を同一産地品種銘柄として取り扱う（以下「品種群」という。）ことができる。

なお、品種群は、本要領別表に定める。

別表

## 2 銘柄設定の要件

次に掲げる要件のすべてを満たした場合には、銘柄として新たに設定することができる。

- (1) 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- (2) 品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- (3) 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法（平成10年法律第83号）第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- (4) 複数の品種を一つの品種群として産地品種銘柄を設定する場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。
- (5) 産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること。
- (6) 水稻うるち玄米における品種銘柄は、別紙2「国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル」の第6により設定する。  
なお、「みつひかり」については、みつひかり2003及びみつひかり2005により品種銘柄を構成するものとする。
- (7) 大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさ（大粒・中粒・小粒・極小粒）を踏まえたものであること。

### 3 銘柄廃止の要件

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合には、銘柄を廃止することができる。

- (1) 2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなること。
- (2) 他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること。
- (3) 前年産及び前々年産の検査実績が10トン未満であること。

### 4 銘柄の設定等の手続

銘柄の設定等に当たっては、農産局長及び地方農政局長は、農産物検査が円滑に実施されるよう、(1)から(5)までの手続を的確に実施しなければならない。ただし、水稻うるち玄米における品種銘柄の設定にあっては農産局長が別に示した方法による。

- (1) 地方農政局長は、銘柄の設定等に係る申請書類、申請先及び申請期間に関する事項を公表するものとする。この時、地方農政局長が必要と認めた銘柄の設定等について意見を募集する事ができる。
- (2) 銘柄の設定等を申請する者は、(1)により申請期限までに地方農政局長に申請を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、銘柄の設定等を行う必要があると認める場合は、法第11条第3項に基づき、農産物検査に関し学識経験を有する者、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに地方農政局長が必要と認める関係機関を参考させ、当該申請に係る意見の聴取（以下「意見聴取」という。）を行うものとする。  
なお、農産物検査が円滑に実施されるよう、農産局長が申請期間内に受理した申請については、12月末までに、意見聴取を行うものとする。
- (4) 地方農政局長は、(3)の意見聴取の結果について、銘柄の設定等申請書及び議事録を添えて農産局長に報告する。  
なお、この報告期日は12月末までとする。
- (5) 農産局長は、(4)の報告により農林水産大臣が定める農産物規格規程の改正のための事務手続を行う。  
なお、当該事務手続は、原則として毎年3月末までに行うものとする。

### 第3 検査標準品等の決定 (略)

### 第4 農産物検査の実施 (略)

### II 広域登録検査機関の登録等及び農産物検査員の育成研修関係 (略)

### III 臨時特例的農産物検査・検査結果報告 (略)

### IV その他

IからIIIまでに係る手続の細部の事項は、別紙1から別紙15までに定めるところによる。

別紙1 (略)

別紙2 国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル

別紙3～別紙15 (略)

別表

## 産地品種銘柄における品種群の設定について

農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める産地品種銘柄のうち、右欄の品種群を構成する品種を同一産地品種銘柄として扱うこととする。

品目	産地品種銘柄	品種群を構成する品種
米穀（水稻 うるちもみ 及び水稻う るち玄米）	宮城県 ササニシキ	ササニシキ、ササニシキBL
	福島県 みつひかり	みつひかり2003
	茨城県 ふくまる	ふくまる、ふくまるSL
	茨城県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	栃木県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	埼玉県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	千葉県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	新潟県 コシヒカリ	コシヒカリ、コシヒカリBL
	新潟県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	富山県 赤むすび	富山赤71号、富山赤78号
	富山県 コシヒカリ	コシヒカリ、コシヒカリBL
	富山県 てんたかく	てんたかく、てんたかく81
	富山県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	石川県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 愛知県 愛知県 愛知県 愛知県 愛知県 三重県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 岡山県 山口県 愛媛県 愛媛県 福岡県 熊本県 大分県 醸造用玄米 普通小麦	福井県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	岐阜県 あいちのかおり	あいちのかおり、あいちのかおりSBL
	静岡県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	愛知県 あいちのかおり	あいちのかおり、あいちのかおりSBL
	愛知県 ハツシモ	ハツシモ、ハツシモ岐阜SL
	愛知県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	愛知県 ミネアサヒ	ミネアサヒ、ミネアサヒSBL
	三重県 みえのゆめ	みえのゆめ、みえのゆめBSL
	三重県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	滋賀県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	大阪府 てんたかく	てんたかく、てんたかく81
	兵庫県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	岡山県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	山口県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
醸造用玄米	愛媛県 てんたかく	てんたかく、てんたかく81
	愛媛県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
普通小麦	福岡県 にこまる	にこまる、にこまるBL1号
	熊本県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
	大分県 みつひかり	みつひかり2003、みつひかり2005
新潟県 菊水		菊水、菊水-HD1号
	京都府 祝	祝、祝2号
岐阜県 タマイズミ		タマイズミ、タマイズミR
	三重県 タマイズミ	タマイズミ、タマイズミR

大豆（大粒 大豆及び中 粒大豆）	北海道	秋田（大粒大豆を除 く。）	カリカチ、キタムスメ
	北海道	大袖振	アサミドリ、吉岡大粒、早生緑
	北海道	つるの子	ユウヅル、ゆめのつる
	北海道	とよまさり	トヨコマチ、トヨハルカ、トヨホマレ、とよまどか、 とよみづき、トヨムスメ、ユキホマレ
	北海道	光黒	いわいくろ、中生光黒、トカチクロ、晩生光黒
	富山県	エンレイ	エンレイ、えんれいのそら
	愛知県	フクユタカ	フクユタカ、フクユタカA1号
	滋賀県	ことゆたか	ことゆたか、ことゆたかA1号
	兵庫県	サチユタカ	サチユタカ、サチユタカA1号
	奈良県	サチユタカ	サチユタカ、サチユタカA1号
大豆（小粒 大豆及び極 小粒大豆）	島根県	サチユタカ	サチユタカ、サチユタカA1号
	山口県	サチユタカ	サチユタカ、サチユタカA1号
大豆（小粒 大豆及び極 小粒大豆）	北海道	スズマル	スズマル、スズマルR

#### 備考

- 1 宮城県のササニシキBLは、ササニシキBL1号、ササニシキBL2号、ササニシキBL3号、サ  
ニシキBL4号、ササニシキBL5号、ササニシキBL6号及びササニシキBL7号である。
- 2 新潟県のコシヒカリBLは、コシヒカリ新潟BL1号、コシヒカリ新潟BL2号、コシヒカリ新潟  
BL3号、コシヒカリ新潟BL4号、コシヒカリ新潟BL10号、コシヒカリ新潟BL11号及びコシ  
ヒカリ新潟BL13号である。
- 3 富山県のコシヒカリBLは、コシヒカリ富山BL1号、コシヒカリ富山BL2号、コシヒカリ富山  
BL3号、コシヒカリ富山BL4号及びコシヒカリ富山BL6号である。
- 4 北海道のユキホマレは、ユキホマレ及びユキホマレRである。